

〔付属資料〕

1 用語の解説

(1) 数値目標の用語解説

用語	解説
市内総生産額	<p>市内各産業の生産活動によって生産された生産物（サービスを含む。）を貨幣価値でとらえた「産出額」から中間投資額（原材料費、光熱水費、間接費等）を控除した生産額の総額のこと、県総務部統計課において毎年積算され公表。</p> <p>農産物生産量、原木生産量、漁獲量、製造品出荷額等、小売・卸売販売額などを基礎に積算されるため、市産業の総合的な指標として計画全体を貫く目標値としたもの。</p>
人口の社会増減	<p>転入者数と転出者数の差による人口増減のこと、住民基本台帳人口数値により毎年把握。</p> <p>計画の推進により、働ける場を増やし若者の流出の抑制やU・Iターンの受入増を目指す指標として計画全体を貫く目標値としたもの。</p>
農業産出額	<p>生産農業所得統計（都道府県別推計）において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を市町村別に按分して作成した加工統計。</p> <p>農業生産の実態を金額（産出額）で明らかにしているため、農業分野の目標値としたもの。</p>
認定農業者数	<p>市において認定するもので、毎年把握。</p> <p>新規就農者の育成とともに、中核的な担い手農業者として農業経営への意欲や能力のある認定農業者をより多く育成することを計画の柱としていることから農業分野の目標値としたもの。</p>
原木生産量	<p>県林業振興・環境部林業環境政策課が毎年取りまとめ公表。</p> <p>年々蓄積量を増す森林資源に対し、長伐期施業への転換とともに適切な皆伐、間伐を推進し原木生産を増産することを計画の柱としていることから林業分野の目標値としたもの。</p>
木材・木製品製造品出荷額等	<p>統計法に基づく工業統計調査により市内の全製造事業者を対象に従業者数や品目別の製造品出荷額などを毎年調査し公表。</p> <p>豊かな森林資源を活かした木材・木製品の「製品産地」を目指すことを計画の柱としていることから林業分野の目標値としたもの。</p>
内水面漁業漁獲量	<p>統計法に基づく内水面漁業生産統計調査によりあゆ、うなぎ、えび類などの漁獲量を毎年調査し公表。</p> <p>スジアオノリ、アオサの藻類については、漁業協同組合の取扱分を毎年把握。</p> <p>水産資源の回復と生産量UPが計画の大きな柱であることから水産業分野の目標値としたもの。</p>
海面漁業漁獲量	<p>統計法に基づく海面漁業生産統計調査により漁獲量を毎年調査し公表。</p> <p>水産資源の回復と生産量UPが計画の大きな柱であることから水産業分野の目標値としたもの。</p>
小売・卸売業年間商品販売額	<p>統計法に基づく商業統計調査並びに経済センサス（活動調査）により市内の小売・卸売事業者を対象に従業員数や商品販売額などを2～3年ごとに調査し公表。</p> <p>中心市街地や商店街の活性化とともに、商品の販路開拓、販売促進を計画の柱としていることから商工業分野の目標値としたもの。</p>
製造品出荷額等	<p>統計法に基づく工業統計調査により市内の全製造事業者を対象に従業員数や製造品出荷額などを毎年調査し公表。</p> <p>地域資源（一次産品など）を活かした加工商品などの商品開発を推進することを計画の柱としていることから商工業分野の目標値としたもの。</p>

観光入込客数	観光動向調査として、交通機関等の調査資料に基づき市において毎年推計。 計画の推進により観光入込客数の増加を目指し観光分野の目標値とするもの。
市内宿泊者数	観光動向調査として、市内のホテル、旅館、民宿、キャンプ場等の宿泊者数を市において毎年調査。 滞在型の観光地づくりが計画の大きな柱であることから観光分野の目標値としたもの。

(2) その他の用語解説

あ行

用語	解説
IoT	IoTとは「Internet of Things」の略。 様々なモノをインターネットに接続し、通信機能を持たせ、遠隔操作や自動制御を行うとともに、情報の収集、分析等を通じて最適な手段を選択し、生活を豊かにしたり仕事を効率化したりする仕組み。
ICT	ICTとは「Information and Communication Technology」の略。 情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。
IPM	IPMとは「Integrated Pest Management」の略。 病害虫や雑草防除において、化学農薬だけにたよるのではなく天敵、防虫ネット、防蛾灯など様々な防除技術を組み合わせ、農作物の収量や品質に経済的な被害が出ない程度に発生を抑制しようとする考え方。これに基づく防除技術は安全・安心な農産物の安定生産と、環境への負荷を軽減した持続可能な農業生産を両立するために有効。
アンテナショップ	企業や自治体などが自社（当該地方）の製品の紹介や消費者の反応を見ることを目的として開設する店舗のこと。
インターンシップ	学生が一定期間企業などで研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。
インバウンド	一般的には、外から中に入ってくる意味を持ち、観光分野では日本を訪れる外国人旅行者を指す。
映像コンテンツ	映像のメディア形式で保存・配信される情報のこと。映像のコンテンツ。動画コンテンツ。
エージェント	代理業者のこと。代理人。
SDGs	SDGsとは「Sustainable Development Goals」の略。 日本語では「持続可能な開発目標」と訳されており、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なもの。
オブザーバー	会議に参加し意見の表明は出来るが、議決権はない人。

おもてなしタクシー	乗客の皆様に「おもてなしの心」で接客を行うタクシー。(財)高知県観光コンベンション協会が実施する所定の講座を受講し、認定試験に合格したドライバーが乗務している。なお、料金は通常のタクシーと同じ。
-----------	---

か行

用語	解説
皆伐	一定範囲の樹木を一時的に全部又は大部分伐採すること。
隔年結果	果樹栽培において一年おきに豊作不作を繰り返す現象のこと。 豊作年を表年、不作年を裏年ともいう。 収量の増減は通常 10～20%の範囲ですが、半分減収することもあり、果樹農家の経営を圧迫する要因となっている。
ガストロノミーツーリズム	その土地を歩きながら、その土地ならではの食をたのしみ、歴史や文化を知る旅のこと。それに「温泉」をプラスした新しい体験が「ONSEN・ガストロノミーツーリズム」。
架線集材	空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいう。
環境保全型農業直接支払制度	農業者などが化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取組みとセットで、地球温暖化防止を目的とした土壌へ炭素貯留に効果が高い営農活動や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、補助金を交付し支援する制度。
間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、樹木の一部を伐採（間引き）すること。 残存木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るために行う。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。
拠点ビジネス	地域の中核となる組織を拠点として、野菜や加工品などの製造販売やグリーンツーリズムなど観光交流のサービスなどを多角的、複合的に組み合わせたビジネス。
区画漁業権	一定の区域内で水産動植物の養殖業を営む権利。
グリーンツーリズム	農山漁村地域の豊かな自然に親しみ、そこに息づく暮らしや文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。
経営耕地	農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。
系統（出荷）	農家が、農協、園芸連を通じて農産物を出荷、販売すること。
県計画地域AP	高知県産業振興計画の地域アクションプランの略。 四万十市産業振興計画に掲げるアクションプランのうち、県の計画にも掲載されているプランを表示。
兼業型林業事業者	森林の所有の有無にかかわらず、森林整備や木材の生産活動にかかわって、林業の営みを兼業的に行っている人々の総称。
耕作放棄地	以前は耕地であったが、実際の土地状況からみて、現状では耕作できないものと市町村等が判断した土地。

耕作放棄地再生利用緊急対策	荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援する制度。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機等に比べ、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。
構造材	建築物を構成する部材のうち、建物を支える骨組みとなるもの。木造建築では柱・梁・桁・土台などがこれにあたる
こうち型集落営農	過疎化・高齢化が進行する農村で、集落内の合意形成により、有望な園芸品目等の導入に加えて、農産加工、グリーンツーリズムなどの取組により、拠点ビジネスを進め、農業で生活できる所得を確保する仕組み。
コンタクトセンター	企業において顧客への対応業務を専門に行う事業所・部門のこと。 元々は、コールセンターとして外部からの電話対応業務を行ってきたが、近年、電話対応業務だけでなく、FAX、Eメール、チャットやウェブを利用した問い合わせなど、複数のメディアが使われる事になってきた為、コールセンターという名前ではなく、コンタクトセンターという名前を使用するようになった。

さ行

用語	解説
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能で資源が枯渇しないエネルギーのこと。
栽培漁業	生物を人為的な設備、環境下で育成し保護した後、自然へ戻して、漁業の促進を図るシステムのこと。 また、栽培漁業において稚魚を育てることを種苗生産、育てた稚魚を海に放すことを種苗放流という。
作業道	林道などから分岐し、立木の伐採、搬出、造林などの林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのことで、勤務者が都市部を避けて、自社の本拠で行う業務と同等の仕事ができるように情報通信設備を整えたオフィスのこと。
産・官・学・金・労・言	「産」は産業界、「官」は行政機関、「学」は教育機関、「金」は金融機関、「労」は労働団体、「言」はメディアの略。 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に呼応し、都道府県や市町村が「まち・ひと・しごと創生」を効果的・効率的に推進するためには、「産・官・学・金・労・言」の幅広い連携と協働が重要とされている。
シェアオフィス	複数の使用者が同じスペースを共有するオフィス。 インターネット回線、共有のOA機器や会議室を備えるなどの入居者の利便性に配慮されているものもある。 一般的な貸しオフィスより低料金であるため、創業間もない事業者や地方の小規模事業者が活動拠点として使用している。
CRS	CRSとは、「Corporate Social Responsibility」の略。 消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など、企業の社会的責任を意味する。
CLT	CLTとは、「Cross Laminated Timber」の略。 ひき板の各層を繊維方向が互いに直交するように積層接着した厚型パネル（木質構造用材料）で、海外では、一般住宅から中・大規模施設、6～10階建の集合住宅まで様々な建築物に採用されている。
自給的農家	販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家）以外の農家。

事業承継	会社の経営を後継者に引継ぐこと。大きく分けて、親族が承継する場合、従業員が承継する場合、M&Aで承継する場合の3つの方法がある。事業承継は時間がかかるため、早期に着手することが重要。
四国ツーリズム機構	行政主体であった四国観光立県推進協議会を平成21年7月に発展的に解消し新たに立ち上げた四国4県と民間企業が参画する官民一体の広域観光推進組織。前身の四国観光立県推進協議会の取組の総括を踏まえ、新たにアクションプランを策定し、取組を強化。国内外での四国の認知度の向上や誘客促進に取り組んでいる。
次世代型ハウス	オランダの先進技術で、ハウスの天井を従来よりも2倍程度高くし、炭酸ガス濃度や温度、湿度、養水分などのハウス内の環境を制御する「環境制御技術」を装備したハウス。
次世代施設園芸団地	オランダを参考にした、地域資源によるエネルギー供給から生産、調製・出荷までを一気通貫して行う園芸団地。
自伐林家	主に自己の所有する森林で、伐採から搬出・出荷まで自力で行う林家。
ジビエ	ジビエとは狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉（フランス語）で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化。
四万十こだわり農産物認証制度	消費者の信頼を高めるとともに農産物の高付加価値化を図るため、四万十川をはじめとする豊かな自然環境に負荷をかけない“こだわり”の農法により生産される農産物を認証し表示する制度。市内の農家、消費者等で組織する「環境にやさしい農業のための研究会（H12年発足）」が運用。
四万十市産材利用促進方針	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、高知県が定めた県方針に則して、四万十市産材の利用促進に必要な事項を定めたもの。市産材の利用促進の意義や効果、目標、供給体制づくり等を規定。
四万十ヒノキの家	市内産ヒノキの良さを知ってもらい、その利用促進を図る目的で、四万十市田出ノ川に整備した宿泊体験型モデルハウス。
秀品率	全体収量の中で良品が占める割合。
集落営農	集落単位で農業生産活動の一部又は全部を共同で行う営農形態をいい、規約や収支計画・事業計画に基づいて活動する組織を「集落営農組織」という。
集落活動センター	地域住民が主体となって、地域外からの人材も受け入れながら、旧小学校や集会所等を拠点に、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といった様々な活動に総合的に取り組む仕組み。本市では、大宮集落活動センター「みやの里」がある。
重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観であって、自治体が保存計画の策定、条例による保存措置などを講じているもののうち、特に重要なものとして文化財保護法第134条第1項の規定に基づき国（文部科学大臣）が選定した文化財のこと。四万十川下流域の多様な自然環境が生み出す豊かな恵みと、舟運などの流通・往来によって形成される景観が重要文化的景観に指定されている。
種苗	放流用や養殖用の魚類などの稚魚のこと。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につけるための学習等の取組をいう。
森林経営計画	森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。

森林施業プランナー	森林所有者に、森林の管理などに必要な施業の方法、間伐等に必要な経費、木材販売見込額などを明らかにした提案書「森林施業プラン」を提示するなど、きめ細かなプランを作成できる人。
スキル	教養や訓練を通して獲得した能力のこと。
ストリートファニチャー	主に歩道上に設置されるベンチ、テーブル、ゴミ箱、プランターなどのこと。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等、新たな農業のこと。
スローライフ	生活様式に関する考え方の一つで、大量生産・高速型の生活様式に対して、ゆっくり、ゆったりとした心ゆたかな暮らしを提案するもの。
生産年齢人口	人口統計において生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。
専業農家	全収入を農業収入のみに頼っており、世帯員中に農業以外に就業している兼業従事者のいない農家。
Society5.0	フィジカル（現実）空間から、センサーとIoTを通じ、サイバー（仮想）空間に集積したあらゆる情報を、人工知能（AI）が解析し、高付加価値を現実空間にフィードバックするシステム等により、社会的課題の解決と経済的発展を両立する社会。
ソーシャルネットワークサービス（SNS）	人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。 ネット上に自分の履歴書を載せ、共通の趣味などを持つほかの会員たちとメッセージをやり取りしながら、交友を広げられるフェイスブックが代表格。
素材生産事業者	生育する立木（樹木）を伐採して素材（丸太）に加工し、決められた場所に運搬・集積するもので、主として素材のまま販売する事業者。

た行

用語	解説
玉姫様の通行手形	旅館組合が宿泊客を対象に発行するもので、加盟する飲食店で手形を見せると、地元食材を使った一品や飲食代の割引が受けられるサービス。
多面的機能支払制度	農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が共同で行う農用地、水路、農道等の保全活動に補助金を交付し支援する制度。
地域おこし協力隊	地方自治体が都市住民を受入れ「地域おこし協力隊員」として一定期間委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域に活性化に貢献するもの。 四万十市では 4 名が活動中。（令和 2 年 3 月現在）。
地域支援企画員	市町村と連携しながら、実際に地域に入り住民と同じ目線で考え、住民とともに活動することを基本に、それぞれの地域の実情やニーズに応じて支援を行う県職員。（四万十市に駐在）
地域団体商標	一定範囲での周知性のもと、地域名と地域の特産品等の名称とを組み合わせる登録を受ける商標のこと。
地産外商公社	高知県産業振興計画の重要な柱である「地産外商」を推進するため平成 21 年に設立。 県外の百貨店やホテルなどへの仲介・斡旋、展示・商談会への出展などを通じた県産品の販路開拓・販売促進、観光や食文化等の情報発信に取り組むとともに、新しく首都圏に開設したアンテナショップ「まるごと高知」の運営を通じ、県内事業者や生産者の県外展開への支援を行っている。

地理的表示保護制度	<p>特定の地域で独自の生産方法や製法で作られ、品質や社会的評価などの特性が産地と結びついている農林水産物や食品について、その名称を「知的財産」として国に登録する制度で、平成 26 年に成立した新しい保護制度。</p> <p>単なる商標や表示ではなく、産品の特徴や品質の高さを裏付ける生産方法（品種や管理基準）や管理体制が求められることから GAP と関連がある。</p>
チャレンジショップ事業	<p>空き店舗対策と商店街の活性化を目的に、店舗の管理・運営は天神橋商店街振興組合が行う。</p> <p>低価格の店舗使用料でお試し開業にチャレンジできるとともに、開業に向けた経営アドバイスや開業時の店舗探しや家賃交渉などのサポートが受けられる。</p>
中山間地域等直接支払制度	<p>農業生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動の維持と耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村の有する多面的機能を確保するため、5 年以上農業を続けることを条件に農業者等に補助金を交付し支援する制度。</p>
長伐期施業	<p>一般的に育成林（＝人工林）では伐採される林齢は 40～50 年くらいですが、これに対し伐採林齢を概ね 2 倍程度の 80～100 年まで引き伸ばし、大径材の生産につなげる方法を長伐期施業という。</p>
直販所	<p>常設店舗であって、生産者又は生産者グループが自ら生産又は製造したものを直接販売するところ。</p>
提案型集約化施業	<p>森林所有者からの施業依頼を待つだけでなく、森林組合等の林業事業者の側から森林所有者に、森林の現況を示した写真や施業の方針、施業を実施した場合の収支データなどを提示しつつ、具体的な施業の必要性を喚起することで森林所有者の施業意欲を積極的に引き出していこうとする取組みのこと。</p>
テストマーケティング	<p>新商品の本格的な市場参入に先立って、試験的に実市場で販売や広告宣伝活動などを行い、その反応を調査、検証する活動のこと。</p>
篤農家	<p>優れた生産技術を持ち、高収量・高品質を実現することで安定した農業経営を行う、地域のモデルとなる農家をいう。</p>
特用林産物	<p>林野から産出される木材以外の産物。しいたけ、木炭、特用樹（シキミ、サカキ）など。</p>
土地持ち非農家	<p>農家以外で耕地及び耕作放棄地をあわせて 5 アール以上所有している世帯。</p>
土豫銀行跡地	<p>天神橋アーケード中央付近に位置する旧土豫銀行の跡地。</p> <p>平成 22 年 7 月に「地域の振興に役立ててほしい」と地権者より市に寄付された（市有地）。</p>

な行

用語	解説
二次交通	<p>複数の交通機関等を使用する場合の、2 種類目の交通機関のこと。</p> <p>主要な交通機関（鉄道駅など）から目的地（観光地など）を訪れるための路線バスや周遊バス、タクシーなどの交通手段のこと。</p>
認定農業者	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を目指して、5 年後の目標とその改善策を内容とする「農業経営改善計画」を自ら作成し、これを市が認定した農業者のこと。</p>
農業振興地域整備計画	<p>「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき市が策定する計画で、向こう 10 年間の農地利用を考慮して立案するもので、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するための総合的な農業振興の計画のこと。</p>

農業生産工程管理 (GAP)	農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減、労働安全の確保等を目的に、農業生産工程を点検し、記録し、見直し改善していく管理方法。 県では独自に県版GAP（「Good Agricultural Practice」の略）を作成。
農業担い手サミット	担い手サミットは、意欲ある農業者が一堂に会し、農業経営の現況や課題についての認識を深めるとともに、相互研鑽・交流を行うことを目的に開催（県と国主催がある）。
農地中間管理機構	農用地等を貸したいという農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ農用地利用の集積・集約化を進める事業（＝農地中間管理事業）を行う中間的受け皿となる組織で、高知県農業公社が行っている。
農福連携	障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促すもので、農業と福祉における双方の課題解決と利益がある取組み。

は行

用語	解説
ハサップ (HACCP)	「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略。日本語では「危害要因分析需要管理点」と訳されている。製造における重要な工程を連続的に監視・記録することによって、一つひとつの製品の安全性を保証しようとする食品の衛生管理手法のこと。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
PDCAサイクル	計画の進行管理として、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すこと。
人・農地プラン	農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」として作成するもので「地域農業マスタープラン」ともいう。
不在村地主	保有している山林が所在している市区町村に居住していない地主。
ブラッシュアップ	商品の特性に磨きをかけ、さらに良くすること。
ブランディング (ブランド化)	顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動。ブランドとしての特徴や競合する商品等との違いを明確に提示することで、顧客や消費者の関心を高め、購買を促進することを目的とする。
ふるさと応援団	四万十市が大好きで「もっと知りたい」「良くしたい」「応援したい」という市外在住の方を「応援団員」として募集。四万十市の知名度向上と元気で活気に満ちたまちづくりや四万十川の清流保全などにご協力いただいている。 3,446名が登録（令和2年2月末現在）。
プレゼンテーション	商品やサービスなどの情報を言葉や言葉以外の手段を使って分かりやすく的確に伝え、相手の興味や理解、納得を得ること。
プロモーション	商品、サービスに対する意識や関心を高め、消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。主な手段としては、広告・宣伝、人的販売（セールス）、WebサイトやEメール、マスコミ報道などが用いられる。

ま行

用語	解説
マーケットイン	企業等が商品開発・生産・販売活動を行ううえで、商品・サービスの購買者のニーズを優先し、購買者の視点で商品開発を行うとともに、購買者が求めている数量だけ提供していこうとする経営姿勢。
マーケティングリサーチ	顧客にあった商品、サービスを作るために、顧客の意見、ニーズを調査すること。
マネジメント	様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。 主にビジネス上における様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。
道の駅	国土交通省が登録する休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設。 道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人々のための「情報発信機能」、道の駅を拠点とした「地域の連携・活性化機能」の3つの機能を併せ持つ。 西土佐江川崎に市内初の道の駅としてH27年度建設、28年度営業開始。
木質バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で、樹木からなるバイオマスのことを木質バイオマスという。 樹木の木部、樹皮、葉などで、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体木材を含む。
森の工場	一団の森林を対象に、林業事業者が森林所有者と森林の管理に関する協定や受委託契約を結び、計画的・効率的に間伐などの森林整備を実施し、収益や安定的な雇用の確保等を図りながら、持続的な林業経営を行う森林の団地。

や行

用語	解説
野菜価格安定制度	対象野菜の価格が著しく低落した場合、農業経営に及ぼす影響を緩和するため、あらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に対し補給金を交付する制度。
山元選別	輸送及び木材市場手数料のコスト削減等のため、山元（間伐などの素材生産地）において木材を仕分、選別し製材業者へ直送すること。
山元土場	木材を山から加工場等へ輸送する際に一時的に利用する木材の集積場所のうち、伐採現場に近い山元に構える貯木場のこと。 必要に応じて木材の太さや長さ、品質に応じた簡易な仕分けを行う機能を持つ。
有機 JAS 認証制度	農林水産大臣に登録を受けた第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物等の生産工程管理者（農家や農業生産法人等）や製造業者を認定し、認定を受けた者は、有機農産物や有機加工食品について、有機 JAS 規格に適合しているかどうかを格付けし、その結果、適合していると判断したものに有機 JAS マークを付することができる制度。 有機 JAS マークがない農産物に「有機」や「オーガニック」等の表示を付することは法律で禁止されている。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。
山元立木価格	立木の状態で樹木の販売価格。 一般には、丸太の市場価格から、伐採、搬出等に必要経費を控除して計算された幹の材積 1 m ³ 当たりの価格。
40010 日プロジェクト	40010 日≒109年 100年後も四万十川を清らかな姿のまま後世に繋ごうというコンセプトのもと、四万十川の環境保全に配慮された手法で生産される農産物等の生産・販売拡大プロジェクト。

ら行

用語	解説
量販店インショップ	量販店の店内に、専用エリアとして設けられた形態の売り場。
林業事業者	森林所有者などからの委託や立木の購入等により、造林、伐採などの林業作業を行う森林組合、素材生産業者など。
林地残材	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林地に放置される残材。
林齢	森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
齢級	林齢を5年単位で区分したもの。1齢級は1～5年生、2齢級は6～10年生で、以後同様に数える。
レンタルハウス	農協等が整備し、農業者にレンタルする園芸用ハウスのこと。 レンタルハウス整備事業では、県、市が一定の割合で補助を行っている。
6次産業化	一次製品の生産だけでなく、生産者が主体的に加工、流通・販売を行う経営の多角化や、生産者と第2次産業（食品加工）、第3次産業（流通・販売）の事業者との連携（融合）により、一次製品の付加価値化、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出をしようというもの。

わ行

用語	解説
Wi-Fi	無線でネットワークに接続する技術のこと。 Wi-Fiを利用すれば、外出先でも情報端末（パソコンやスマートフォンなど）をネットワークに接続できるようになる。
ワークショップ	多様な人が自主的、主体的に参加し、意見交換や協同作業を通じて活発な相互作用を起こすことで、問題解決や新たな発想、企画を生み出していく場のこと。
ワンストップ	ひとつの場所で様々な相談やサービスが受けられること。

2 産業振興計画 Ver.2 の策定経過

令和元年 8月26日	第1回四万十市産業振興計画検討チームワーキンググループ (農・林・水産業部会) (観光・商工業部会) ○産業振興計画の位置づけ、計画期間及び構成について ○産業振興計画 Ver. 2 策定までのスケジュール(案)について ○産業振興計画5年間の実績等について ○「四万十市の産業を取り巻く現状等」及び「産業分野別の現状と課題」について ○「産業振興計画の目指す将来像と構成」及び「産業分野別の戦略・施策・アクションプラン」について
令和元年10月2日	第1回四万十市産業振興計画検討チーム ○産業振興計画の位置づけ及び今後のスケジュール等について ○「四万十市の産業を取り巻く現状等」及び「産業分野別の現状」について ○産業振興計画5年間の取組み及び産業振興計画 Ver. 2 の新たな取組み等について
令和元年10月25日	第1回四万十市産業振興計画フォローアップ委員会 ○四万十市産業振興計画の制定及び今後のスケジュール等について ○四万十市産業振興計画5年間の取組み等について ○四万十市産業振興計画 Ver. 2 (素案)について
令和元年11月14日	第2回四万十市産業振興計画検討チームワーキンググループ (全分野) ○第1回ワーキンググループ後の主な変更点について ○産業振興計画 Ver. 2 の目標について ・計画全体を貫く目標について ・分野別目標について ・分野別個別目標について ○産業振興計画 Ver. 2 のパブリックコメント等について
令和元年12月3日	第2回四万十市産業振興計画検討チーム ○第1回検討チーム後の主な変更点について ○産業振興計画 Ver. 2 の目標について ・計画全体を貫く目標について ・分野別目標について ・分野別個別目標について ○産業振興計画とSDGsについて ○産業振興計画 Ver. 2 のパブリックコメント等について

令和元年12月19日	<p>第2回四万十市産業振興計画フォローアップ委員会</p> <p>○第1回フォローアップ委員会後の主な変更点について</p> <p>○産業振興計画 Ver. 2の目標について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画全体を貫く目標について ・分野別目標について ・分野別個別目標について <p>○産業振興計画とSDGsについて</p> <p>○産業振興計画 Ver. 2のパブリックコメント等について</p>
令和2年1月14日 ～2月14日	<p>四万十市産業振興計画Ver. 2（案）パブリックコメント</p>
令和2年2月14日	<p>四万十市議会総務常任委員会に計画案説明</p>
令和2年2月17日	<p>四万十市議会産業建設常任委員会に計画案説明</p>
令和2年2月18日	<p>四万十市議会教育民生常任委員会に計画案説明</p>
令和2年2月27日	<p>第3回四万十市産業振興計画検討チーム</p> <p>○四万十市産業振興計画 Ver. 2の策定について</p> <p>○四万十市産業振興計画の進捗状況について</p>
令和2年3月25日	<p>第3回四万十市産業振興計画フォローアップ委員会（書面会議）</p> <p>○四万十市産業振興計画 Ver. 2の策定について</p> <p>○四万十市産業振興計画の進捗状況について</p>

3 産業振興計画フォローアップ委員会

(1) 産業振興計画フォローアップ委員会設置条例

四万十市産業振興計画フォローアップ委員会設置条例

平成27年3月19日

条例第1号

(設置)

第1条 官民協働で実行する四万十市産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性のあるものとするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四万十市産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証及び評価並びに計画の修正及び追加にかかる検討に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体の代表者又は構成員
- (2) 有識者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第3条に規定する委嘱後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の委員長及び副委員長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第3条に定める委員が会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される会議は、同条に定める委員の申出により、市長が代理出席を認めることができる。

5 前項の規定により代理出席した委員は、委員会の議決に加わることができるものとし、

証人等の費用弁償に関する条例（平成17年四万十市条例第36号）の規定に基づく実費弁償を支給するものとする。

6 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第8条 委員会は、産業振興計画の推進に関し、特定の事項について必要なフォローアップを行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、産業振興計画の事務を所掌する課において処理する。

（その他）

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 産業振興計画フォローアップ委員会委員名簿

四万十市産業振興計画フォローアップ委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	役 職
産業関係団体	宇都宮 恵一	高知県農業協同組合	幡多地区非常勤理事
	長尾 理夫	高知県農業協同組合	幡多地区統括常務
	福留 宣彦	四万十市農業委員会	会長
	宮本 昌博	中村市森林組合	代表理事組合長
	中脇 碩哉	西土佐村森林組合	代表理事組合長
	中野 正高	四万十市建築協会	会長
	沖 辰巳	四万十川下流漁業協同組合	代表理事組合長
	堀岡 喜久雄	四万十川中央漁業協同組合	代表理事組合長
	浜田 隆文	四万十川西部漁業協同組合	代表理事組合長
	渡辺 陽夫	下田漁業協同組合	代表理事組合長
○	福田 充	中村商工会議所	会頭
	浜田 敦夫	四万十市西土佐商工会	会長
	土居 愛明	四万十市商店街振興組合連合会	理事長
	福原 紀夫	四万十市建設協会	会長
	小松 昭二	(一社) 四万十市観光協会	会長
		四万十黒潮旅館組合	組合長
	田辺 篤史	株式会社西土佐四万十観光社	取締役専務
有識者	◎ 岡村 健志 (受田 浩之)	国立大学法人 高知大学 次世代地域創造センター	准教授 (理事) 地域コーディネーター
		魚住 明司	四万十市金融協会 会長 (四国銀行中村支店長)
		安田 博人	四万十公共職業安定所
関係行政機関	松村 和彦	高知県産業振興推進部	地域産業振興監
	松尾 祐輔	高知県幡多農業振興センター	所長
	山崎 浩	高知県幡多林業事務所	所長
	山本 順	高知県土佐清水漁業指導所	所長
一般	乾 梢		
	稲田 玲子		
	中脇 裕美		

◎ : 委員長 ○ : 副委員長

順不同、敬称略、() 内は前任者

4 産業振興計画検討チーム

(1) 産業振興計画検討チーム設置要綱

四万十市産業振興計画検討チーム設置要綱

平成 25 年 9 月 27 日

告示第 85 号

改正 平成 26 年 4 月 1 日告示第 37 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 36 号

改正 平成 28 年 4 月 1 日告示第 39 号

改正 平成 29 年 7 月 3 日告示第 56 の 2 号

(設置)

第 1 条 若者の雇用の場を確保、創出し、将来に夢とビジョンのあるまちづくりを推進するため、地域の特性を活かした産業振興策を体系的にまとめ、官民が共通の目的意識のもと一丸となって取り組む指針となる四万十市産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）について必要な事項を検討するため、四万十市産業振興計画検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討チームの所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 産業振興計画案の立案に関すること。
- (2) 産業振興計画の推進に関すること。
- (3) その他チームの目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 検討チームは、次に掲げる職にある者をもって構成員とし、組織する。

- (1) 第 2 副市長
- (2) 参事
- (3) 企画広報課、農林水産課、観光商工課及び産業建設課の課長、補佐及び係長の職にある者
- (4) 高知県産業振興推進部計画推進課地域支援企画員

2 構成員としての期間は、前条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(チーム長及び副長)

第 4 条 検討チームには、チーム長及び副長各 1 名を置き、チーム長は第 2 副市長、副長は企画広報課長（担当参事を置く場合は、担当参事）の職にある者をもって充てる。

2 チーム長は、会務を総理する。

3 副長は、チーム長を補佐し、チーム長に事故があるとき又はチーム長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討チームの会議（以下「会議」という。）は、チーム長が招集し会務を進行する。

2 会議には、チーム長が認めるところにより必要に応じ、構成員以外の者に対して会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 検討チームの事務を処理するにあたり、本市の産業振興について必要な事項を検討するため、検討チームにワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、検討チームの構成員及び市長が本市の産業振興に資する団体等の実践者から候補者を選出し、当該候補者に対してワーキンググループの構成員として参加することについて文書をもって依頼し、その者から承諾書を徴収することにより選定した者をもって構成員とし、組織する。

3 構成員としての期間は、第2条に規定する検討チームの所掌事務が終了するまでとする。

4 ワーキンググループは、その合理的な運営を図るため、検討事項に応じ専門部会を編成し運営する。

5 専門部会の編成は、チーム長が定めるものとする。

6 専門部会に部会長及び副部会長各1名を置き、構成員の互選により定める。

7 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が会務を総理し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 専門部会には、部会長が認めるところにより必要に応じ、構成員以外の者に対して専門部会への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(出務に係る謝礼金等)

第7条 検討チーム、ワーキンググループの構成員は、市の非常勤特別職としてではなく、市長の依頼に基づく協力者として取り扱う。

(事務局)

第8条 検討チーム、ワーキンググループの事務局は、産業振興計画の事務を所掌する課に置く。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討チームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年7月3日から当面の間、第3条第1項第1号及び第4条第1項中、「第2副市長」とあるのは「第1副市長」と読み替えるものとする。

附 則 (平成26年4月1日告示第37号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第36号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第39号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年7月3日告示第56の2号)

この告示は、公布の日から施行する。